

平成 27 年 4 月 22 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区赤坂二丁目11番7号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 堀野 郷
(コード番号 8961)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 堀野 郷
問合せ先
取締役企画財務部長 山本 道男
電話番号 03-3568-8311

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成27年4月16日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成27年6月17日に第12回投資主総会を開催する予定であり、平成27年4月22日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、下記のとおり決議しましたのでお知らせします。なお、下記事項は、平成27年6月17日に開催される本投資法人の投資主総会における議案であり、当該投資主総会において承認が得られることを条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容

(1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)の改正に関連して、以下のとおり規定の新設及び変更を行うものです。

①変更案第9条第1項、同条第2項関係

一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年5月25日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの5月25日及びその日以後、遅滞なく招集する旨の規定、及び、法令に定める場合その他必要がある場合は、本投資法人の投資主総会は随時招集する旨の規定を新設するものです。

②変更案第10条、第16条第1項関係

変更案第9条第1項の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、公告をすることを要しない旨を定めるものです。また、併せて、当該投資主総会に関する基準日を定めるものです。

③変更案第20条第1項、同条第2項関係

投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる旨を定めるものです。

(2) 変更案第20条第3項関係

補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、規定を新設するものです。

(3) 変更案第26条第(1)号、同条第(3)号(a)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(以下「投信法施行規則」といいます。)の改正により、「投信法施行規則」第105条第1号へに定める不動産等資産を主たる投資対象とする旨の規定を新設するものです。また、これに関連して、必要な変更を行うものです。

(4) 現行規約第26条第(2)号(c)関係

「租税特別措置法施行規則」の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものです。

(5) 変更案第26条第(3)号(b)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」の改正により、特定資産の範囲に、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が含まれることとなったため、規定を新設するものです。

(6) 変更案第29条第2項関係

「租税特別措置法」等の改正により、本投資法人における課税負担を軽減する目的での利益を超えた金銭の分配を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

(7) その他

「投信法」の改正により不要となった附則の削除を行うとともに、条数の整備を行うものです。

(規約変更に関する詳細につきましては、別紙「第12回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任の主な内容

執行役員堀野郷並びに監督役員田中清及び今尾金久から、任期調整のため平成27年6月17日に開催される本投資法人の投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出があったため、当該投資主総会に、執行役員1名(候補者:堀野郷)選任及び監督役員2名(候補者:田中清及び今尾金久)選任に係る議案を提出するものです。

また、執行役員が欠けた場合、又は法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名(候補者:山本道男)を選任する旨の議案を提出するものです。

(役員選任に関する詳細につきましては、別紙「第12回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

3. 投資主総会等の日程

平成27年4月22日	投資主総会提出議案承認役員会
平成27年5月26日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成27年6月17日	投資主総会(予定)

以上

【別紙】

第12回投資主総会招集ご通知

※本日資料の配布先: 兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

平成27年 5月26日

投資主各位

東京都港区赤坂二丁目11番7号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 堀野 郷

第12回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、本投資法人の第12回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月16日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に従い、規約第15条において「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。」と定めております。従いまして、当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入されますのでご留意願います。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月17日（水曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 「ボールルーム ノース」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。会場は前回と同じですが、名称が変更されていますのでご注意ください。）
3. 会議の目的事項
決 議 事 項
第1号議案 規約一部変更の件
議案の要領は、後記「投資主総会参考書類」
（3頁から10頁）に記載のとおりです。
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能です。この場合には、議決権行使書面及び代理権（代理人の資格を含みます。）を証明する書面を会場受付にご提出ください。
- ◎投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、投資主総会の前日までに修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.mt-reit.jp/>）に掲載いたします。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において本投資法人が資産運用を委託しております森トラスト・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「投資信託及び投資法人に関する法律」(以下「投信法」といいます。)の改正に関連して、以下のとおり規定の新設及び変更を行うものです。

①変更案第9条第1項、同条第2項関係

一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成29年5月25日及びその日以後、遅滞なく招集し、以降、隔年ごとの5月25日及びその日以後、遅滞なく招集する旨の規定、及び、法令に定める場合その他必要がある場合は、本投資法人の投資主総会は随時招集する旨の規定を新設するものです。

②変更案第10条、第16条第1項関係

変更案第9条第1項の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、公告をすることを要しない旨を定めるものです。また、併せて、当該投資主総会に関する基準日を定めるものです。

③変更案第20条第1項、同条第2項関係

投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、執行役員及び監督役員の任期を延長又は短縮することができる旨を定めるものです。

(2) 変更案第20条第3項関係

補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間について、規定を新設するものです。

(3) 変更案第26条第(1)号、同条第(3)号(a)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(以下「投信法施行規則」といいます。)の改正により、「投信法施行規則」第105条第1号へに定める不動産等資産を主たる投資対象とする旨の規定を新設するものです。また、これに関連して、必要な変更を行うものです。

(4) 現行規約第26条第(2)号(c)関係

「租税特別措置法施行規則」の改正により、投資法人が課税の特例適用を受けるための要件が変更されたため、規定を削除するものです。

(5) 変更案第26条第(3)号(b)関係

「投資信託及び投資法人に関する法律施行令」の改正により、特定資産の範囲に、再生可能エネルギー発電設備及び公共施設等運営権が含まれることとなったため、規定を新設するものです。

(6) 変更案第29条第2項関係

「租税特別措置法」等の改正により、本投資法人における課税負担を軽減する目的での利益を超えた金銭の分配を可能とするため、必要な規定の変更を行うものです。

(7) その他

「投信法」の改正により不要となった附則の削除を行うとともに、条数の整備を行うものです。

2. 変更の内容

現行規約の一部を下記変更案のとおり改めようとするものです。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p style="text-align: right;">（新設）</p> <p><u>1</u> （記載省略）</p> <p><u>2</u> （記載省略）</p>	<p>第9条（招集）</p> <p><u>1</u> 投資主総会は、平成29年5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集し、以降、隔年ごとの5月25日及びその日以後、遅滞なく、これを招集します。</p> <p><u>2</u> 前項に定める場合のほか、投資主総会は、法令に定める場合その他必要がある場合に、随時これを招集します。</p> <p><u>3</u> （現行どおり）</p> <p><u>4</u> （現行どおり）</p>
<p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって通知を發します。</p>	<p>第10条（招集の公告、通知）</p> <p>投資主総会を招集するには、投資主総会の日の前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに各投資主に対して、書面をもって通知を發します。<u>但し、前条第1項の規定に従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（基準日）</p> <p>1 この投資法人は、この規約第28条に定める決算期（以下「決算期」といいます。）から3月以内に投資主総会を開催するときは、直前の決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p> <p>2 （記載省略）</p>	<p>第16条（基準日）</p> <p>1 この投資法人は、この規約第9条第1項に基づき投資主総会を開催するときは、<u>当該投資主総会の直前のこの規約第28条に定める決算期（以下「決算期」といいます。）における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、当該投資主総会において権利を行使することのできる投資主とするほか、</u>決算期から3月以内に投資主総会を開催するときは、直前の決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とします。</p> <p>2 （現行どおり）</p>
<p>第20条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 執行役員の任期は、就任後2年とします。但し、任期の満了前に退任した執行役員の補欠又は増員として選任された執行役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</p> <p>2 監督役員の任期は、就任後4年とします。但し、任期の満了前に退任した監督役員の補欠又は増員として選任された監督役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</p>	<p>第20条（執行役員及び監督役員の任期）</p> <p>1 執行役員の任期は、就任後2年とします。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することができ、</u>また、<u>任期の満了前に退任した執行役員の補欠又は増員として選任された執行役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</u></p> <p>2 監督役員の任期は、就任後4年とします。但し、<u>投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することができ、</u>また、<u>任期の満了前に退任した監督役員の補欠又は増員として選任された監督役員の任期は、前任者又は在任者の任期の残存期間と同一とします。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>3 <u>補欠の執行役員及び監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会において選任された被補欠者である執行役員及び監督役員の任期が満了する時までとします。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません。</u></p>
<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 資産運用の基本方針</p> <p>(a) この投資法人は、特定資産のうち本条第(3)号(a)(i)に定める不動産等及び同号(a)(ii)に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を<u>主たる投資対象</u>とします。</p> <p>(b) (記載省略)</p> <p>(c) (記載省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(a) (記載省略)</p> <p>(b) (記載省略)</p>	<p>第26条（資産運用の対象及び方針） 資産運用の対象及び方針は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 資産運用の基本方針</p> <p>(a) この投資法人は、特定資産のうち本条第(3)号(a)(i)に定める不動産等及び同号(a)(ii)に定める不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等を投資対象とします。</p> <p>(b) (現行どおり)</p> <p>(c) (現行どおり)</p> <p>(d) <u>この投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。）第105条第1号へに定める不動産等資産を主たる投資対象とします。</u></p> <p>(2) 税制上における優遇措置への対応</p> <p>(a) (現行どおり)</p> <p>(b) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(c) <u>この投資法人の有する資産の総額のうち</u>に占める不動産等（本号においては、<u>租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。）第22条の19に定める不動産等をいいます。</u>）の価額の割合は100分の70以上とします。</p> <p>(3) 資産運用の対象となる資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(a) <u>主たる投資対象とする特定資産</u> この投資法人は、安定した収益の確保を主たる目的として、<u>主として以下の特定資産を運用対象とします。</u>当該特定資産が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下、「金融商品取引法」といいます。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合の当該権利を含みます（以下本第(3)号において同じです。）。</p> <p style="text-align: center;">（記載省略）</p> <p>(b) その他の特定資産 この投資法人は、本条第(3)号(a)に掲げる特定資産のほか、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>ア～コ （記載省略） （新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>(3) 資産運用の対象となる資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(a) 投資対象とする特定資産 この投資法人は、安定した収益の確保を主たる目的として、以下の特定資産を運用対象とします。当該特定資産が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下、「金融商品取引法」といいます。）第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合の当該権利を含みます（以下本第(3)号において同じです。）。</p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> <p>(b) その他の特定資産 この投資法人は、本条第(3)号(a)に掲げる特定資産のほか、以下に掲げる特定資産に投資することがあります。</p> <p>ア～コ （現行どおり）</p> <p>サ <u>投信法施行令第3条第11号に定める再生可能エネルギー発電設備</u></p> <p>シ <u>投信法施行令第3条第12号に定める公共施設等運営権</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(c) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) (記載省略)</p> <p>(6) (記載省略)</p>	<p><u>ス 当事者の一方が相手方の行う上記サ及びシに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分</u></p> <p>(c) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p>
<p>第29条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 (記載省略)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、役員会において適切と判断した場合には、一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。<u>その場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもってこの投資法人が決定した金額により金銭の分配をすることができるものとします。</u></p> <p>3 (記載省略)</p> <p>4 (記載省略)</p>	<p>第29条 (金銭の分配方針)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 利益を超えた金銭の分配 この投資法人は、役員会において適切と判断した場合、<u>又はこの投資法人における法人税等の課税の発生を抑えることができる場合には</u>、一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を限度として利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>4 (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p><u>第38条（改正の効力発生）</u> <u>この規約中、第6条第2項については、投資法人が自己の投資口を取得することができる場合として、新たに、あらかじめ規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行日から有効となるものとし</u> <u>ます。なお、自己の投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第6条第2項の規定を読み替えるものとし</u> <u>ます。</u></p>	<p>（削除）</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員堀野郷から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において執行役員の任期は、第1号議案が承認可決されることを条件として、就任する平成27年6月17日より、第1号議案による変更後の規約第20条第1項の定めに基づき、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成27年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(ほりのさとし) 堀野郷 (昭和28年10月28日)	昭和51年4月	日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行
	平成9年3月	同行大阪支店次長
	平成11年6月	同行都市開発部次長
	平成12年6月	同行管理部長
	平成13年12月	同行四国支店長
	平成15年6月	同行審査部長
	平成16年7月	森トラスト株式会社顧問
	平成18年5月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社顧問
	平成18年6月 平成19年7月	同社代表取締役社長(現職) 本投資法人執行役員(現職)

1. 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
3. 上記執行役員候補者は、現在本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
4. 上記執行役員候補者の任期には、投信法第99条第2項の規定を適用します。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

補欠執行役員山本道男の選任に係る決議は、本投資主総会の開始の時をもって効力を失うことから、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、第1号議案が承認可決されることを条件として、第1号議案による変更後の規約第20条第3項の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、補欠執行役員の選任については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成27年4月22日開催の役員会における監督役員全員の同意をもって提出するものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
(やまもと みち お) 山本道男 (昭和28年2月17日)	昭和50年4月	株式会社日本長期信用銀行（現株式会社新生銀行）入行
	平成9年6月	同行名古屋営業第二部長
	平成15年9月	ライフ住宅ローン株式会社（現三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社）出向
	平成19年6月	株式会社新生銀行コンシューマーアンドコマーシャルファイナンス本部部長
	平成19年7月	森トラスト・アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス・オフィサー
	平成21年6月 平成23年6月	同社取締役コンプライアンス・オフィサー 同社取締役企画財務部長（現職）

1. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有していません。
2. 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用業務委託契約及び機関の運営に関する一般事務業務委託契約を締結している森トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役です。その他、本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員田中清及び今尾金久の両名から、任期の調整のため、本投資主総会の終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いするものです。本議案において監督役員の任期は、第1号議案が承認可決されることを条件として、就任する平成27年6月17日より、第1号議案による変更後の規約第20条第2項の定めに基づき、選任後4年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	(た なか きよし) 田 中 清 (昭和22年2月6日)	昭和43年9月	司法試験合格
		昭和58年4月	大阪地方裁判所判事
		昭和60年4月	大津地方・家庭裁判所彦根支部長判事
		昭和63年4月	大阪法務局訟務部付(副部長・検事)
		平成2年4月	大阪法務局訟務部長
		平成5年4月	法務省訟務局総務課長
		平成7年4月	法務大臣官房参事官(訟務担当)
		平成8年4月	東京高等裁判所判事
		平成9年3月	東京高等裁判所判事依頼退官
		平成9年4月	弁護士登録(東京弁護士会所属)
			銀座シティ法律事務所にてパートナーとして勤務
		平成11年3月	銀座ファースト法律事務所開設 所長
		平成15年8月	本投資法人監督役員(現職)
		平成25年10月	弁護士法人銀座ファースト法律事務所 代表社員 弁護士(現職)
		平成26年5月	株式会社ジェネクス・ソリューションズ・ジャパン社外取締役(現職)

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	主 要 略 歴	
2	(いま お かね ひさ) 今 尾 金 久 (昭和27年5月29日)	昭和51年11月 昭和55年9月 昭和56年1月 昭和58年2月 平成13年6月 平成15年8月 平成16年10月 平成19年1月 平成22年10月	監査法人中央会計事務所入所 公認会計士登録 今尾公認会計士事務所開業(現職) 税理士登録 米国公認会計士登録 本投資法人監督役員(現職) 東京スピリット投資法人監督役員 税理士法人タックス・アイズ設立 代表社員 (現職) 東京スピリット投資法人監督役員(現職)

1. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
2. 監督役員候補者田中清は、弁護士法人銀座ファースト法律事務所の代表社員です。
3. 監督役員候補者今尾金久は、今尾公認会計士事務所の代表及び税理士法人タックス・アイズの代表社員です。
4. 上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
5. 上記監督役員候補者は、いずれも現在本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行全般を監督しております。
6. 上記監督役員候補者の任期には、いずれも投信法第101条第2項において準用する投信法第99条第2項の規定を適用します。

その他の参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第15条に定める「みなし賛成」の規定の適用はありません。

なお、上記の第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案につきましてはいずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

〔会場〕 東京都品川区北品川四丁目 7 番36号

東京マリオットホテル 地下1階 「ボールルーム ノース」

〔電話〕 03-5488-3911 (代表)

※会場は前回と同じですが、名称が変更されていますのでご注意ください。



交通

《電車》

- ・ JR各線・京浜急行線 品川駅高輪口より徒歩10分
- ・ 京浜急行線 北品川駅より徒歩3分

《バス》

- ・ JR品川駅（高輪口）より御殿山トラスティシティ行き無料送迎バス（約5分）

〔バス乗り場〕 品川駅高輪口（西口）ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場

9時台発車時刻（分）：00 06 12 18 24 30 37 44 52

※当日9時から10時30分までの間、本投資法人専用無料送迎バスを別途ご用意しておりますので、併せてご利用ください。

〈お願い〉

- ・ 駐車場に限りがございますので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。